

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</p>	<p>児童福祉法第21条の5の18第3項 平24厚令15 第3条第2項</p> <p>平24厚令15 第3条第3項</p> <p>平24厚令15 第3条第4項</p> <p>平 24 厚 令 15 第 72 条 条例第 74 条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1) 従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p style="margin-left: 20px;">② 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(2) (1)②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>◎児童発達支援管理責任者の要件</p> <p>実務経験者</p> <p style="margin-left: 20px;">① イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者</p> <p style="margin-left: 20px;">② ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者</p> <p style="margin-left: 20px;">③ イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者</p> <p>イ 次に掲げる者が相談支援業務（※日常生活を営むの</p>	<p>平 24 厚 労 令 15 第 73 条 第 1 項 条例第 75 条 第 1 項 条例施行規則第 18 条 第 2 項</p> <p>平 24 厚 労 令 15 第 73 条 第 2 項 条例第 75 条 第 2 項 条例施行規則第 18 条 第 2 項</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>に支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務）に従事した期間</p> <p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5) 学校（大学を除く。以下同じ。）の従業者</p> <p>(6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 社会福祉主事任用資格者</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの</p> <p>③ 国資格等（※1）を有している者</p> <p>④ 上記（1）から（5）に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上（※2）である者</p> <p>□ ①から④に掲げる資格を有するものであって（1）から（5）に掲げる者が直接支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務）に従事した期間</p> <p>① 社会福祉主事任用資格者</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの</p> <p>③ 保育士</p> <p>④ 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、</p>	

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
2 管理者	<p>地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>(3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4) 特例子会社、助成金受給授業所の従業者</p> <p>(5) 学校の従業者</p> <p>ハ 次に掲げる期間を合算した期間</p> <p>① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間</p> <p>② 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間”</p> <p>ニ ロの(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>へ 国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士</p> <p>(※2) 「1年以上」: 業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上</p> <p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理者を併せて兼ねる場合を除き、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>◎ 指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 74 条 (第 7 条 準用) 条例第 76 条 (第 8 条 準用)</p> <p>平 24 障発 0330 第 12 号第六 1</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第 3 設備に関する基準</p>	<p>切な員数の従業者を確保するものとする。 なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>◎ (1) 事務室 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保 事務室又は指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定保育所等訪問支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 75 条第 1 項 条例第 77 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 15 第 75 条第 2 項 条例第 77 条第 2 項</p> <p>平 24 障発 0330 第 12 号第六 2</p>
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 12 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 13 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 12 条第 2 項準用)</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援を提供するときは、指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>条例第 81 条(第 13 条第 2 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 13 条第 1 項準用) 条例第 81 条(第 14 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 13 条第 2 項準用) 条例第 81 条(第 14 条第 2 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 13 条第 3 項準用) 条例第 81 条(第 14 条第 3 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 13 条第 4 項準用) 条例第 81 条(第 14 条第 4 項準用)</p>
3 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 14 条準用) 条例第 81 条(第 15 条準用)</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 15 条準用) 条例第 81 条(第 16 条準用)</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 16 条準用) 条例第 81 条(第 17 条準用)</p>
6 受給資格の確認	<p>指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 17 条準用) 条例第 81 条(第 18 条準用)</p>
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条(第 18 条第 1 項準用) 条例第 81 条(第 19 条第 1 項準用)</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 18 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 19 条第 2 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 19 条準用) 条例第 81 条 (第 20 条準用)</p>
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 20 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 21 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 20 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 21 条第 2 項準用)</p>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) (1)の記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 21 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 22 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 準用 (第 21 条第 2 項) 条例第 81 条 (第 22 条第 2 項準用)</p>
11 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13 の (1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 22 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 23 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 22 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 23 条第 2 項準用)</p>
12 身分を証する書類の携行	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>◎障害児等が安心して指定保育所等訪問支援の提供を受けられるよう、指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 76 条第 1 項 条例第 78 条準用</p> <p>平 24 障発 0330 第 12 号第六 3</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 通所利用者負担額等の受領	<p>育所等訪問支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者、当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定保育所等訪問支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）以外の地域において、指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p> <p>(5) (3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 77 条第 1 項 条例第 79 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 15 第 77 条第 2 項 条例第 79 条第 2 項</p> <p>平 24 厚労令 15 第 77 条第 3 項 条例第 79 条第 3 項</p> <p>平 24 厚労令 15 第 77 条第 4 項 条例第 79 条第 4 項</p> <p>平 24 厚労令 15 第 77 条第 5 項 条例第 79 条第 5 項</p> <p>平 24 障発 0330 第 12 号第六 3 (2)</p>
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 24 条準用） 条例第 81 条（第 25 条準用）</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 25 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 26 条第 1 項準用）</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	(2) 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 25 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 26 条第 2 項準用)
	(1) 事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ同一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 26 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 27 条第 1 項準用)
	(2) 事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 26 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 27 条第 2 項準用)
17 保育所等訪問支援計画の作成等	(3) 提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 26 条第 3 項準用) 条例第 81 条 (第 27 条第 3 項準用)
	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画（保育所等訪問支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 27 条第 1 項準用) 条例第 81 条 (第 28 条第 1 項準用)
	(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 27 条第 2 項準用) 条例第 81 条 (第 28 条第 2 項準用)
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 27 条第 3 項準用) 条例第 81 条 (第 28 条第 3 項準用)
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び当	平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 27 条第 4 項準用) 条例第 81 条 (第 28 条第 4 項準用)

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>該事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置づけるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援の原案について、意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 5 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 5 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 6 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 6 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 7 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 7 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 8 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 8 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 9 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 9 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 27 条第 10 項準用） 条例第 81 条（第 28 条第 10 項準用）</p>
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 19 に規定する相談及び援助を行っているか</p> <p>② 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 28 条準用） 条例第 81 条（第 29 条準用）</p>
19 相談及び援助	<p>児童発達支援管理責任者は、常に障害児の心身の状況、そ</p>	<p>平 24 厚労令 15</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
20 指導、訓練等	<p>の置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(1) 事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練、指導等を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p>	<p>第79条（第29条準用） 条例第81条（第30条準用）</p> <p>平24厚労令15 第79条（第30条第1項準用） 条例第81条（第31条第1項準用）</p> <p>平24厚労令15 第79条（第30条第2項準用） 条例第81条（第31条第2項準用）</p> <p>平24厚労令15 第79条（第30条第3項準用） 条例第81条（第31条第3項準用）</p> <p>平24厚労令15 第79条（第30条第4項準用） 条例第81条（第31条第4項準用）</p>
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚労令15 第79条（第32条第1項準用） 条例第81条（第33条第1項準用）</p> <p>平24厚労令15 第79条（第32条第2項準用） 条例第81条（第33条第2項準用）</p>
22 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚労令15 第79条（第34条準用） 条例第81条（第35条準用）</p>
23 通所給付決定保護者等に関する市町村への通知	<p>指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚労令15 第79条（第35条準用） 条例第81条（第36条準用）</p>
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p>	<p>平24厚労令15 第79条（第36条第</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
25 運営規程	<p>(2) 管理者は、従業者に指定保育所等訪問支援の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービス利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>◎ ④「指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」について 「指定保育所等訪問支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。 また「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、「13 通所利用者負担額の受領」により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものである。</p> <p>◎ ⑤「通常の事業の実施地域」について。 通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。</p> <p>◎ ⑥「サービスの利用に当たっての留意事項」について 障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。</p> <p>◎ ⑧「虐待の防止のための措置に関する事項」について 「虐待の防止のための措置」については「障害者（児）施設における、虐待の防止について（平成17年10月20日付け通知）」により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の</p>	<p>1 項準用) 条例第 81 条(第 37 条第 1 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 (第 36 条第 2 項準用) 条例第 81 条(第 37 条第 2 項準用)</p> <p>平 24 厚労令 15 第 78 条 条例第 80 条</p> <p>条例施行規則 第 19 条</p> <p>平 24 障発 0330 第 12 号第六 3 (3)</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定保育所等訪問支援においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待防止に関する責任者の設置 イ 苦情解決体制の整備 ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など） <p>等を指すものである。</p> <p>◎ ⑨「その他運営に関する重要事項」について苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい</p> <p>（第三の3の（26）①から⑤まで、⑦、⑧）</p>	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</p> <p>(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 38 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 39 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 38 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 39 条第 2 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 38 条第 3 項準用） 条例第 81 条（第 39 条第 3 項準用）</p>
27 衛生管理等	<p>(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 41 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 42 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 41 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 42 条第 2 項準用）</p>
28 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 43 条準用） 条例第 81 条（第 44 条準用）</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
29 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を拘束する行為（身体拘束等）を行ってははいないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 44 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 45 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 44 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 45 条第 2 項準用）</p>
30 虐待等の禁止	<p>事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>（児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号）</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 45 条準用） 条例第 81 条（第 46 条準用）</p> <p>平 12 法律 82 第 2 条</p>
31 秘密保持等	<p>(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 47 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 48 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 47 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 48 条第 2 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 47 条第 3 項準用） 条例第 81 条（第 48 条第 3 項準用）</p>
32 情報の提供等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 48 条第 1 項準用）</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
33 利益供与等の禁止	<p>関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>条例第 81 条（第 49 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 48 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 49 条第 2 項）準用</p>
	<p>(1) 障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービス事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 障害児相談支援事業等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 49 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 50 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 49 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 50 条第 2 項準用）</p>
34 苦情解決	<p>(1) 提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により県知事又は市町長（県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して県知事等が行う調査に協力するとともに、県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 県知事等から求めがあった場合には、(3)の改善の内容を県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 50 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 51 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 50 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 51 条第 2 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 50 条第 3 項準用） 条例第 81 条（第 51 条第 3 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 50 条第 4 項準用） 条例第 81 条（第 51 条第 4 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 50 条第 5 項準用） 条例第 81 条（第 51 条第 5 項準用）</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
35 地域との連携等	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条（第 51 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 52 条第 1 項準用）
36 事故発生時の対応	<p>(1) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 52 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 53 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 52 条第 2 項準用） 条例第 81 条（第 53 条第 2 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 52 条第 3 項準用） 条例第 81 条（第 53 条第 3 項準用）</p>
37 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚労令 15 第 79 条（第 53 条準用） 条例第 81 条（第 54 条準用）
38 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する規則で定める諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>◎規則で定める記録は次に掲げるものとする。</p> <p>① 11(1)に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>② 保育所等訪問支援計画</p> <p>③ 24 に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 30(2)に規定する身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 35(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 37(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚労令 15 第 79 条（第 54 条第 1 項準用） 条例第 81 条（第 55 条第 1 項準用）</p> <p>平 24 厚労令 15 第 79 条 準用（第 54 条第 2 項） 条例第 81 条（第 55 条第 1 項準用）</p> <p>条例施行規則第 20 条（第 10 条準用）</p>

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第 5 変更の届出等	指定に係る事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 18 条の 35 にいう事項に変更があったとき、又は当該サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。	法第 21 条の 5 の 19 第 1 項
第 6 保育所等訪問支援給付費の算定及び取扱い	【保育所等訪問支援】	法第 21 条の 5 の 2 平 24 厚告 122 の一
1 基本事項	(1) 指定通所支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表「障害児通所給付費単位数表」第 4 により算定する単位数に、平成 24 年厚生労働省告示第 128 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平 24 厚令 128
	(2) (1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚告 122 の二
	(3) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。	平 27 障発 0331 第 26 号 第二 1 (2)
2 保育所等訪問支援給付費		
1 保育所等訪問支援を行う場合	指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1 日につき 916 単位を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の注 1
2 訪問支援員特別加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1 日につき 375 単位を算定しているか。 ◎ 別に定める施設基準 イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業所その他これらに従ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者であって(一)の期間が通算しての期間が通算して 5 年以上であるもの又は(二)の期間が通算して 10 年以上であるものを配置していること (一) ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士にあつては、その資格を取得後 又は、 ・児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以降、 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の注 1 の 2 平 24 厚労告 269 第 12 号の 2

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 減算が行われる場合	<p>務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間 (二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間 □ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又は相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の注 2(1)(2)
(1) 保育所等訪問支援計画が未作成の場合	指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 100 分の 95	
(2) 1 人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100 分の 93	
4 児童発達支援管理責任者専任加算	<p>児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして京都府知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1 日につき 68 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>◎ 児童発達支援管理責任者を 1 名以上配置しているものとして京都府知事に届け出た事業所において加算することとしているが、管理者を兼務している者についても算定できるものとする。</p>	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の注 3
5 特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の注 4
6 利用者負担上限額管理加算	指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数 150 単位を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 2 の注
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所等において、就学児等に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 6 までにより算定した単位数の 1000 分の 58 に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p>	平 24 厚告 122 別表第 4 の 3 の注

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>1 から6 までにより算定した単位数の1000 分の32 に相当する単位数</p> <p>二 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した単位数の100 分の90 に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100 分の80 に相当する単位数</p> <p>注)厚生労働大臣が定める基準</p> <p>1 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。以下同じ)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、京都府知事に届出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図る為に福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業者において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施及び研修の機会を確保すること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27 年4 月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容</p>	

保育所等訪問支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p style="text-align: center;">（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・ 介護職員の処遇改善に要した費用を、全ての福祉・ 介護職員に周知していること。</p> <p>2 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1の①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧に掲 掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>3 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合して いること。 ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件の全てに合致すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務 内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するもの を含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福 祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画 を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機 会を確保していること。 b aについて、すべての福祉・介護職員に周知して いること。 ③ 平成20年10月から1の②の届出の日の属する月の 前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内 容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉 ・介護職員の処遇改善に要した費用の概算額を、全 ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>4 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ 3の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合する こと。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているもの として京都府知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所 等々が、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1 から4までにより算定した単位数の1000分の11に相当する 単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、7の福祉・ 介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定 しない。</p> <p>注)厚生労働大臣が定める基準 7の福祉・介護職員処遇改善加算1①から⑥に掲げる 基準を満たしていること。</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 4 の 4 の注</p> <p>平 24 厚告 270 の十 二 （平 24 厚告 270 の 三準用）</p>